



進んで学び、互いが育つかかわりのできる 南郷っ子の育成

南郷の風

南会津町立南郷小学校だより
令和7年12月12日発行
令和7年度 第25号
発行者：校長 橋内 伸行

インターネット等を正しく安全に利用するためには ～県小学校長会「子どものSNS・ネット利用の実態」調査結果より～

今年6月にご協力いただきました、福島県小学校長会による「インターネット・SNS利用に関する調査」について、県全体の調査結果が届きましたので別紙（裏面）のとおりお知らせいたします。

スマートフォンやタブレット端末など、さまざまな情報機器の普及によって、気軽にインターネットの利用が可能になりました。インターネットは、さまざまな情報をすぐに調べることのできる便利な手段のひとつであり、本校においても、子どもたち1人に1台のタブレット端末が整備され、毎日の学習活動に欠かせない存在となっています。

一方で、長時間の利用による生活リズムの乱れや視力の低下などの健康被害、インターネットを介したいじめや誹謗中傷、プライバシーの侵害や犯罪被害などのトラブルに巻き込まれてしまうケースも起きています。

さまざまなトラブルから身を守るためにには、子どもたち一人一人がインターネットの正しく安全な使い方について考えることが大切です。そのためにも、わたしたち大人の支援が不可欠です。

次のことについて、お子さんと一緒に読みながら、考える機会をもっていただければと思います。



Point1:ICT機器を持たせるのは、保護者の「責任」で

お子さんがスマートフォンやタブレット端末など、自分のICT機器を欲しがったときは、本当に必要なのかをよく検討してください。持たせることのメリットとデメリットをよく考えた上で、持たせるかどうかを判断してください。

※ 本校においてネットやSNSを利用している児童の約60%が自分用の機器を所持

Point2:家族で話し合い、家庭のルールづくりとタイムマネジメント力を

ICT機器の利用については、利用目的や時間、場所などの具体的な約束事を話し合って決めることが大切です。保護者から押しつけるのではなく、一緒に約束事をつくることが、約束を守る「自覚」につながっていきます。

※ 本校児童の約25%がルールを決めていない
※ 本校児童の約39%が平日、2時間以上利用している
※ 本校児童の約41%が休日、3時間以上利用している



Point3:フィルタリングを必ずかけて、安全対策を

子どもを守るために必ずしなければならないことは、インターネットの有害なページを閲覧することができないようにブロックする「フィルタリング」をかけることです。「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する法律」に基づき、18歳未満の青少年が利用する携帯電話等には、保護者が解除の申し出をしない限り、フィルタリングの利用が条件になっています。

また、利用状況を確認する上でも、ペアレンタルコントロール※機能の利用も有効です。

※「ペアレンタルコントロール」とは、アプリの制御やコンテンツフィルタ、利用時間の制限など、未成年が利用する機能やアプリ、行動を保護者が監視・制限する機能や取組のことを指します。

※ 本校児童の約32%が過去にトラブルに遭っている

Point4:困ったときは、すぐに相談ができる関係づくりを

ICT機器の利用によるトラブルが起きたときのためにも、一人で悩みを抱えることのないよう、普段から相談のしやすい関係づくりが大切です。お子さんからの相談に寄り添うとともに、判断に迷ったときは学校や専門の相談窓口（南会津警察署等）にアドバイスを求めてください。

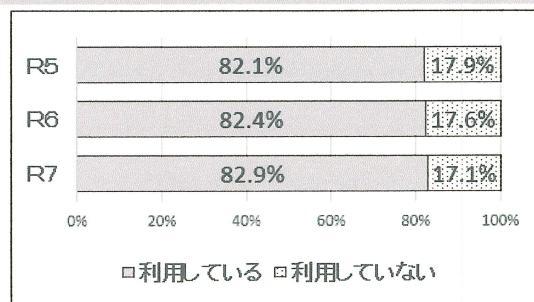
本校の調査結果については、学校だより第10号（令和7年7月10日発行）にてお知らせしております。

子どものSNS・ネット利用の実態

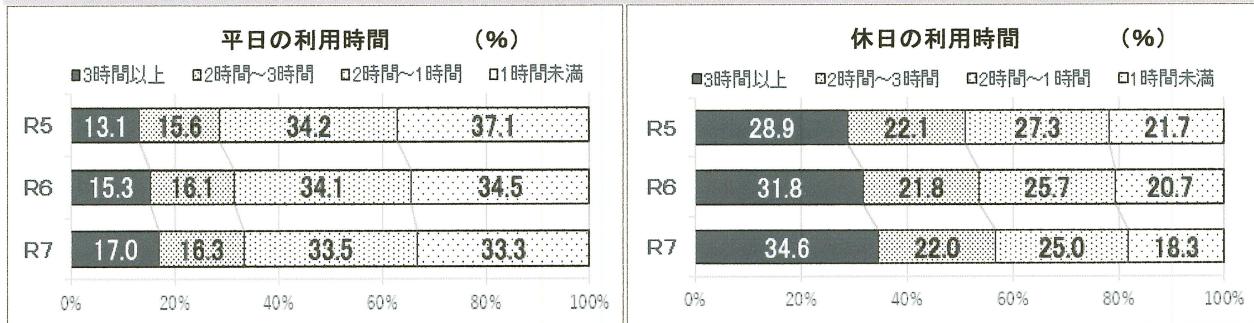
福島県小学校長会

1 家庭におけるSNS・ネットの利用状況

- 今年度の調査では、全体の82.9%の子どもがSNS・ネットを「利用している」と回答しています。また、利用者のうち、自分用の機器（自分のものでなくとも、自分が自由に使える機器）を所有している子どもは69.9%いることが分かりました。
- 利用内容の内訳（複数回答可）をみると、回答の多い順から「動画を見る」、「ゲームをする」、「検索する」となっています。



2 家庭におけるネット・SNSの利用時間

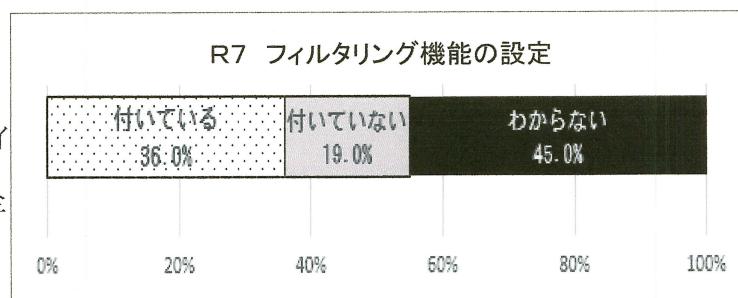


- 学校に登校している平日の利用時間は、全体的に長時間化していることが明らかになりました。さらに、平日3時間以上利用している子どもは、全体の17.0%に増加していることが分かりました。
- 休日の利用時間は、平日に比べてかなり長時間化しています。3時間以上利用している子どもの割合は、34.6%となっています。昨年度と比べて増加しており、長時間利用が常態化していることから、生活リズムの乱れやネット依存が懸念されます。
- 昨年度に引き続き「ネット依存と思われる状態になった」という子どもが増加しています。ネット上のトラブルや犯罪被害に巻き込まれる危険性が高まることが考えられ、改善が必要です。



3 家庭におけるフィルタリングの設定とSNS・ネット利用上のトラブル

- フィルタリング機能を設定しているか「わからない」という回答が、45.0%ありました。SNS・ネット利用上のトラブルでは、ネット依存や知らない人からの連絡などが増加傾向にあります。特にオンラインゲームには、犯罪に巻き込まれるきっかけとなるリスクがあります。子どもの安全のため保護者がネット利用環境を整えてあげる「ペアレンタルコントロール」が必要です。



SNS・ネット利用上のトラブルで回答数が多かった内容（複数回答可）

(1) インターネットにのめりこんで勉強に集中できなかったり、睡眠不足になったりしたことがある	8.5%
(2) インターネットで知り合った人とメッセージやメールのやりとりをしたことがある	7.2%
(3) 自分が知らない人や、お店などからメッセージやメールが来たことがある	6.0%

ご家庭でぜひ確認していただきたい、適切なネット利用の仕方



現在、ICT教育の環境が整えられ、一人一台のタブレット端末の学校や家庭での利用が進められています。子どもたちがネット・SNSと上手に付き合い、ICT機器をツールとして正しく有効に活用していくことが求められています。

しかし、その一方で表面に示したように、ネット・SNSに関わる多くの問題が浮き彫りになっています。

平成30年2月1日に施行された改正「青少年インターネット環境整備法」では、18歳未満のスマホ・携帯の利用を把握・管理して教育するのは、「保護者の責務」と定めています。

また、平成30年6月には、WHOが、ゲーム依存を疾患に認定するなど、世界的にもネット利用については、多くの問題点が提示されています。



ネットの危険から子どもたちを守り、安心して上手に利用できるように、以下の内容を確認してくださるようお願いいたします。

□ ネット端末機器を購入する必要性や目的を子どもと（再）確認する。

□ 必ずフィルタリングをする。

（設定の仕方は、各通信会社へお問い合わせください。）

※ 青少年インターネット環境整備法：18歳未満には必ずフィルタリングする。

□ 利用する際の**家庭内のルール**を子どもと相談して決め、文章化しておく。

決めたルールが守られているか、定期的に話し合い、見直す。

□ インターネットの特性（情報モラル、セキュリティ、フィルタリング）や危険性を保護者が積極的に学び、子どもと確認する。

□ 子どもがどんな使い方をしているか確認する。

（家の中だけでなく、外での使用も含めて）

□ 保護者自身が、適切なインターネット利用を心掛けて、手本となってよいマナーを学ばせる。

困ったことが起きたときは、下記の専門機関＜相談機関＞にもご相談できます。

- ふくしま24時間子どもSOS（福島県教育委員会） 0120-916-024
- 福島県消費生活センター 024-521-0999
- 都道府県警察の少年相談窓口
<http://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/soudan.html>
- 警察庁相談ホットライン 024-525-8055・#9110（プッシュ回線のみ）
- 匿名通報ダイヤル（警察庁） 0120-924-839 <http://www.tokumei24.jp/>

お子さんをネット被害から守るために、よろしくお願いします。